豊橋市快適なまちづくりを推進する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

豊橋市長 佐原光一

豊橋市条例第16号

豊橋市快適なまちづくりを推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、「530のまち豊橋」の名にふさわしい清潔で安全なまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
 - (2) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。
 - (3) 路上喫煙 公共の場所(公共の場所を管理する権限を有する者が設置し、 又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。)に おいて喫煙をすることをいう。
 - (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(栓及びふたを含む。)、包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、食べ残し及び紙、プラスチック等のくずその他これらに類するものをいう。
 - (5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
 - (6) ポイ捨て 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所 (以下「公共の場所等」という。)において、空き缶等を回収容器その他定めら れた場所(以下「回収容器等」という。)以外の場所に捨てることをいう。
 - (7) 飼い犬のふんの放置 公共の場所等において、飼い犬が排せつしたふんを放置することをいう。

- (8) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (9) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (10) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。 (市の責務)

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、喫煙をするときは、他人の迷惑にならないよう努めなければなら ない。
- 2 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。
- 3 市民等は、その居住する地域における環境美化活動に積極的に参加する等快適なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなけれ ばならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、路上 喫煙及びポイ捨ての防止に関して、環境美化活動その他の必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。
- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなけれ ばならない。

(路上喫煙の制限及び禁止)

- 第6条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。
- 2 市民等は、第11条第1項に規定する路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をして はならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置等)

第8条 容器飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に回収容器を設置する とともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。 (公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、 その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければな らない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第10条 飼い犬を連れている者は、飼い犬のふんの放置をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

- 第11条 市長は、快適な生活環境を確保するために路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- 2 路上喫煙禁止区域の指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(ポイ捨て禁止重点区域の指定)

- 第12条 市長は、ポイ捨てを防止し、快適な生活環境を確保することが特に必要と認められる区域を、ポイ捨て禁止重点区域として指定することができる。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、ポイ捨て禁止重点区域について準用する。 (勧告)
- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するため に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) ポイ捨て禁止重点区域外において第7条の規定に違反した者
 - (2) 第10条の規定に違反した者

(措置命令)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するため に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - (1) 第6条第2項の規定に違反した者
 - (2) ポイ捨て禁止重点区域内において第7条の規定に違反した者

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は公布の日から、第16条の規定は平成25年4月1日から施行する。